

令和5年7月26日

報道各社 様

静岡市教育委員会

静岡市教職員及び教育委員会職員の懲戒処分等の公表について

静岡市教育委員会は、次の2件について、懲戒等の処分を行いました。

1 教職員の処分と措置について

【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種類 小学校
- (2) 学校の所在区 清水区
- (3) 職 名 教諭（臨時的任用教職員）
- (4) 年 代 50代
- (5) 性 別 女性
- (6) 事 由 信用失墜行為（体罰及び不適切な言動等）
4月下旬、教諭は、離席が多い児童に対して、大腿部にガムテープを巻き、身体を拘束する体罰を行った。また児童に対して不適切な言葉を使用して指導した。教諭の行為により、怖いと感じたり、登校をためらったりする児童がいた。
- (7) 内 容 戒告
- (8) 年 月 日 令和5年7月26日

【監督者への措置の概要】

- (1) 職 名 校長
- (2) 事 由 指導監督不適正
校長は、当該教諭への指導を十分に行わなかった上、被害児童やその保護者に対する対応について、職員へ速やかに指示しなかった。
- (3) 内 容 文書訓告
- (4) 年 月 日 令和5年7月26日

2 教育委員会職員の処分と措置について

【懲戒処分の概要】

- (1) 所 属 静岡市教育委員会学校教育課
- (2) 職 名 会計年度任用職員（外国語指導助手）
- (3) 事 由 信用失墜行為（わいせつな行為）
男性外国語指導助手が、本年5月、勤務校内で男子生徒に対し、不必要に体を触るというわいせつな行為を行った。
- (4) 内 容 懲戒免職
- (5) 年 月 日 令和5年7月26日

【所属長への措置の概要】

- (1) 職 名 学校教育課長
- (2) 事 由 指導監督不適正
所属長は、外国語指導助手の配置に当たり服務等について指導するとともに、勤務等に問題がある時は電話連絡等で勤務校が学校教育課へ連絡する連携体制をとっていたが、本事案の重大性から一定程度の責任は生じる。
- (2) 内 容 文書訓告
- (3) 年 月 日 令和5年7月26日

連絡先

【1 教職員について】

教職員課人事第1係（電話 054-354-2530）

【2 教育委員会職員について】

学校教育課教育課題係（電話 054-354-2521）

【教育長コメント】

今回の不祥事の発生は、市民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく失うものであり、児童生徒、保護者及び市民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

市教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、厳正な処分を行いました。今後は、不祥事根絶に向け、改めて、教職員全体の一層の綱紀の肅正と倫理観・使命感の高揚を図り、再発防止に向け、指導を徹底し信頼回復に努めてまいります。

令和5年7月26日
静岡市教育長 赤堀 文宣